

## 雲南市取扱い

### ■住宅用防災機器設置に伴う建築確認等に係る変更について

#### ○見直しの概要

##### (1)建築確認申請時

###### 〔改正前〕

現在、住宅用防災機器の消防関係法令への適合については、雲南消防本部に照会し、適合を確認しています。

###### 〔改正後〕

H26年4月1日からは建築部局（雲南市・指定確認検査機関）で消防関係法令への適合について審査を行い、その結果を雲南消防本部に通知します。

提出書類については今までと変わらず「住宅用防災機器設置計画書」に住宅用防災機器の位置が明示された平面図、機器カタログを添付し、3部提出してください。そのうち1部は消防通知用として付近見取図・配置図も添付してください。

##### (2)完了検査申請時

###### 〔改正前〕

現在、完了検査時に建築部局（雲南市・指定確認検査機関）へ「住宅用防災機器自主検査報告書」を提出していただき、それを雲南消防本部へ報告しています。その際、住宅用防災機器の設置確認は建築部局で、是正指導は消防部局で行っています。

###### 〔改正後〕

H26年4月1日からは完了検査に併せて建築部局で住宅用防災機器の設置確認及び是正指導を行い、雲南消防本部への報告は行いません。よって「住宅用防災機器自主検査報告書」の提出は不要となります。

ただし、完了検査申請書第四面へ住宅用防災機器について記載をお願いします。（別紙参照）

#### ○計画変更

(1) 住宅用防災機器の機種変更及び確認時と同一の室における位置変更は、軽微な変更として取り扱います。

(2) 住宅用防災機器を設置する室の変更及び設置個数の増減等、上記の軽微な変更以外の全ての変更は計画変更として取り扱います。→『計画変更確認申請』

（手数料は、床面積の合計が30m<sup>2</sup>以内のものに相当する額）。